

山梨県公報

第二千八百十四号

平成三十年

八月九日

木曜日

目次

○道路の供用開始.....四一五

告示

山梨県告示第二千三百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年八月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年八月九日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲斐中央線	甲斐市西八幡字宮ノ西八五二番 四地先から 甲斐市西八幡字宮ノ西八二六番 二地先まで	五二・〇	平成三十年 八月九日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番